

令和３年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計及び 特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書

地方自治法第２９２条において準用する同法第２３３条第２項及び同法第２４１条第５項の規定により、審査に付された令和３年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類、基金の運用状況について審査した結果、下記のとおり意見書を提出する。

記

１ 審査対象

- (1) 令和３年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和３年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和３年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 各会計歳入歳出決算事項別明細書
- (5) 各会計実質収支に関する調書
- (6) 財産に関する調書

２ 審査期日 令和４年８月２４日

３ 審査の方法

決算審査にあたっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているか等の諸点に留意し、関係諸帳簿及び証書等を照合精査するとともに関係職員の説明の聴取等を行った。

また、基金運用状況審査に当たっては、基金がその設置目的にそって適正かつ効率的に運用されているかを主眼に検討し、関係諸帳簿及び証書等を照合精査するとともに関係職員から説明の聴取等を行った。

４ 審査の総括的意見

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、関係帳簿及び証書類並びに基金の運用状況を示す書類を審査した結果、これらは関係法令に準拠して調製され、その計数は会計諸帳簿と一致しており、決算を適正に表示しているものと認めた。

また、証書類も整理されており、収入及び支出についても効率性を十分考慮し適

正な執行がなされている。

基金については、その設置目的にそって適正かつ効率的に運用されているものと認めた。

令和4年8月24日

東総地区広域市町村圏事務組合

管 理 者 米 本 弥 一 郎 様

東総地区広域市町村圏事務組合

監査委員 高 木 松 夫

監査委員 田 村 明 美